

マイナンバーにかかる「預貯金口座付番制度」開始のお知らせ

「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」にもとづき、平成30年1月1日より個人番号・法人番号を預貯金口座に紐付ける「預貯金口座付番制度」が開始されます。

「預貯金口座付番制度」にともない、預金口座をお持ちの全てのお客様は、個人番号・法人番号のお届出にご協力をお願いします。

平成30年1月より、「預金口座の開設」「氏名・住所変更」のお届出時に、個人番号・法人番号のお届出をご依頼してまいりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、「預貯金口座付番制度」における個人番号・法人番号のお届出は「任意」となっておりますので、現時点では、書類準備のご都合等でその場でお届けいただけない場合でもお取引に影響はございません。

(投資信託やマル優を開設される場合等は、お客様からのお届出が必要となります。)

個人番号（マイナンバー）届出時に必要なもの

■必要書類（お持ちいただくもの）

①個人番号（マイナンバー）が確認できる次のいずれかの書類

- 個人番号カード ●通知カード
- 住民票の写し ●住民票記載事項証明書（個人番号の記載があるものに限りです）

②本人確認書類（次のいずれかの書類）

- 運転免許証 ●運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付分）
- パスポート ●療育手帳 ●在留カード ●特別永住者証明書
- 各種健康保険証 ●年金手帳 ●児童扶養手当証書 ●特別児童扶養手当証書
- 印鑑証明書

上記①が「通知カード」で、「②本人確認書類」が次の書類となる場合は、次の書類から2種類お持ちください。

各種健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、印鑑証明書

■ご本人以外がご来店される場合

代理権確認書類（戸籍謄本等）と代理人様の本人確認書類もお持ちください。

以上